

令和6年度

【No. 8】 指定障害福祉サービス事業者等指導調書

○ 指定重度障害者等包括支援

事業所の名称			
事業所の所在地	鹿児島市		
事業者の名称			
事業所番号	46		
指導年月日	令和 年 月 日		
指導調書作成担当者			
立 会 者 (事業所側)	職 名		氏 名
	職 名		氏 名
	職 名		氏 名
連 絡 先 等	電 話		
	F A X		
	Eメール アドレス		
	H P アドレス		
指 導 監 査 課 (市)	職 名		氏 名
	職 名		氏 名
	職 名		氏 名

※ 太枠内のみ事業所において御記入ください。

※ A4両面印刷で提出してください。

【集団指導の参加状況について、記入してください。】

Q 本市が実施する集団指導に出席していますか。

※本市ホームページ掲出の資料を確認し『確認票』を提出した事業所は、「出席」としてくだ
さい。

<過去3年の出席状況>

令和	年度	・・・	(出席	・	欠席)
令和	年度	・・・	(出席	・	欠席)
令和	年度	・・・	(出席	・	欠席)

➤ 集団指導は、毎年開催し、自立支援サービス等の取扱い、自立支援給付に係る請求
の内容、制度改正内容、障害者虐待事案及び運営指導における指摘事項をはじめとし
た過去の指導事例等について、当日の資料に掲載のない情報も含め、伝達を行います
ので、欠席した事業所においては、次回集団指導に、必ず出席してください。

《目 次》

I	運営指導当日準備する必要書類	
II	主眼事項及び着眼点（指定重度障害者等包括支援）	
第1	基本方針	1
第2	人員に関する基準	
1	従業者の員数	1
第3	設備に関する基準	3
第4	運営に関する基準	
1	内容及び手続の説明及び同意	3
2	契約支給量の報告等	3
3	提供拒否の禁止	5
4	連絡調整に対する協力	5
5	サービス提供困難時の対応	5
6	受給資格の確認	5
7	介護給付費の支給の申請に係る援助	5
8	心身の状況等の把握	7
9	指定障害福祉サービス事業者等との連携	7
10	身分を証する書類の携行	7
11	サービスの提供の記録	7
12	指定重度障害者等包括支援事業者が支給決定障害者等に 求めることのできる金銭の支払の範囲等	9
13	利用者負担額等の受領	9
14	介護給付費の額に係る通知等	11
15	実施主体	11
16	事業所の体制	11
17	障害福祉サービスの提供に係る基準	13
18	指定重度障害者等包括支援の取扱方針	13
19	重度障害者等包括支援計画の作成	15
20	緊急時等の対応	15
21	支給決定障害者等に関する市町村への通知	17
22	管理者及びサービス提供責任者の責務	17
23	運営規程	17
24	勤務体制の確保等	19
25	業務継続計画の策定等	21
26	衛生管理等	25
27	掲示	29
28	身体拘束等の禁止	29
29	秘密保持等	33
30	情報の提供等	33
31	利益供与等の禁止	33
32	苦情解決	35
33	事故発生時の対応	37
34	虐待の防止	37
35	会計の区分	41
36	記録の整備	41
第5	変更の届出等	41
第6	介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い	
	基本事項	41
1	重度障害者等包括支援サービス費	43
2	有資格者支援加算	47
2の2	喀痰吸引等支援体制加算	47
2の3	初回加算	47
2の4	医療連携体制加算	49
2の5	送迎加算	55
2の6	地域生活移行個別支援特別加算	55

2の7	精神障害者地域移行特別加算	55
2の8	強度行動障害者地域移行特別加算	57
2の9	外部連携支援加算	57
3	福祉・介護職員処遇改善加算	57
4	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	57
5	福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	57
 (参考)		
	主な根拠法令等	59

運営指導当日準備する必要書類

指定重度障害者等包括支援

1	指定申請書類(控)	有・無
2	組織図	有・無
3	勤務表、出勤簿	有・無
4	職員の資格証、研修修了証	有・無
5	平面図	有・無
6	運営規程	有・無
7	契約書、重要事項説明書	有・無
8	利用料金等の説明文書、パンフレットなど	有・無
9	受給者証(写)	有・無
10	看護・介護記録、重度障害者等包括支援計画等	有・無
11	辞令又は雇用契約書	有・無
12	前年度利用者数分かる資料	有・無
13	職員の研修の記録	有・無
14	業務継続計画	有・無
15	衛生管理等に関する記録	有・無
16	就業規則	有・無
17	秘密保持に関する就業時の取り決め(雇用契約書、誓約書など)	有・無
18	秘密保持に関する利用者の同意書	有・無
19	苦情解決に関する記録	有・無
20	事故に関する記録	有・無
21	緊急時の連絡体制に関する書類	有・無
22	損害賠償保険証書	有・無
23	変更届(控)	有・無
24	金銭台帳の類	有・無
25	介護給付費又は訓練等給付費請求書(控)	有・無
26	介護給付費又は訓練等給付費明細書(控)	有・無
27	サービス提供実績記録票(控)	有・無
28	サービス提供証明書(控)	有・無
29	領収証(請求書)(控)	有・無
<p>注1 運営指導対象期間は、前年度4月1日から運営指導当日までですので、その期間に対応した上記書類を準備してください。</p> <p>注2 その他の書類についても当日提示していただく場合があります。</p>		

主眼事項及び着眼点（指定重度障害者等包括支援）

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
第 1 基本方針	<p>(1) 事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定重度障害者等包括支援の提供に努めているか。</p> <p>(2) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援の事業は、常時介護を要する利用者であって、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
第 2 人員に関する基準		
1 従業者の員数	事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く）又は指定障害者支援施設の基準を満たしているか。	いる・いない
(1) サービス提供責任者	<p>① 事業所ごとに、サービス提供責任者を 1 以上置いているか。</p> <p>② サービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供にかかるサービス管理を行う者として、次のいずれにも該当する者を置いているか。 ア 相談支援専門員 イ 重度障害者等包括支援サービス費の対象となる心身の状態に相当する心身の状態にある者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に 3 年以上従事した経験を有する者</p> <p>③ サービス提供責任者のうち、1 人以上は専任かつ常勤となっているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
(2) 管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。（ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 配置されるサービス提供責任者のうち、1人以上は専任かつ常勤でなければならないが、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。</p> <p>また、指定重度障害者等包括支援事業所が、指定計画相談を行う場合において、指定計画相談に従事する相談支援専門員が、サービス提供責任者を兼務することなども差し支えない。</p> <p>○ 指定重度障害者等包括支援事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。</p> <p>ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。</p> <p>なお、管理者は、指定重度障害者等包括支援の従業者である必要はない。</p> <p>① 当該指定重度障害者等包括支援事業所の従業者としての職務に従事する場合</p> <p>② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に、当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p>	<p>○運営規程 ○個別支援計画 ○ケース記録</p> <p>○研修計画、研修実施記録 ○虐待防止関係書類 ○責任者を設置していることが分かる書類</p> <p>○務実績表 ○勤簿（タイムカード） ○業員の資格証 ○務体制一覧表 ○サービス提供責任者の勤務形態が分かる書類</p> <p>○管理者の勤務形態が分かる書類</p>	<p>法第43条 平24条例52第112条</p> <p>法第43条第1項</p> <p>平24条例52第113条第1項</p> <p>平24条例52第113条第2項</p> <p>平24条例52第113条第3項</p> <p>平24条例52第113条第4項</p> <p>平24条例52第114条準用第6条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
第3 設備に関する 基準 1 設備及び備品 等	事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定重度障害者等包括支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	いる・いない
第4 運営に関する 基準 1 内容及び手続きの 説明及び同意	<p>(1) 事業者は、支給決定障害者等が指定重度障害者等包括支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定重度障害者等包括支援の提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 事業者は、社会福祉法第77条(利用契約の成立時の書面の交付)の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p>	いる・いない いる・いない
2 契約支給量の 報告等	<p>(1) 事業者は、指定重度障害者等包括支援を提供するときは、当該指定重度障害者等包括支援の内容、契約支給量その他の必要な事項(受給者証記載事項)を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 事業者は、指定重度障害者等包括支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合も、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p>	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○事務室又は区画，設備及び備品等については，必ずしも事業者が所有している必要はなく，貸与を受けているものであっても差し支えない。</p> <p>○利用者及び指定重度障害者等包括支援事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。</p> <p>○利用者との間で当該指定重度障害者等包括支援の提供に係る契約が成立したときは，利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって，社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき，以下の事項を記載した書面を交付すること。 【書面交付事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供する指定重度障害者等包括支援の内容 ③ 当該指定重度障害者等包括支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ 指定重度障害者等包括支援の提供開始年月日 ⑤ 指定重度障害者等包括支援に係る苦情を受け付けるための窓口 <p>○利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p> <p>○受給者証への記載事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該事業者及びその事業所の名称 ② 当該指定重度障害者等包括支援の内容 ③ 当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定重度障害者等包括支援の提供量（契約支給量） ④ 契約日 等 <p>○当該契約に係る指定重度障害者等包括支援の提供が終了した場合にはその年月日を，月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定重度障害者等包括支援の量を記載すること。</p> <p>○指定重度障害者等包括支援事業者は，（1）の規定による記載をした場合には，遅滞なく市町村に対して，当該記載事項を報告すること。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○重要事項説明書</p> <p>○利用契約書 （利用者または家族の署名捺印）</p> <p>○その他利用者に交付した書面</p> <p>○受給者証の写し</p> <p>○契約内容報告書</p>	<p>平 24 条例 52 第 115 条 準用第 8 条</p> <p>法第 43 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 9 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 9 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 10 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 10 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 10 条第 3 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 10 条第 4 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
3 提供拒否の禁止	<p>事業者は、正当な理由がなく、指定重度障害者等包括支援の提供を拒んでいないか。</p> <p>特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p>	いる・いない
4 連絡調整に対する協力	<p>事業者は、指定重度障害者等包括支援の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業者を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p>	いる・いない
5 サービス提供困難時の対応	<p>事業者は、事業所の通常の事業の実施地域等を勘察し、利用申込者に対し自ら適切な指定重度障害者等包括支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定重度障害者等包括支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	いる・いない
6 受給資格の確認	<p>事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。</p>	いる・いない
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 事業者は、重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	いる・いない
	<p>(2) 事業者は、重度障害者等包括支援に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	いる・いない

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
8 心身の状況等の把握	事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	いる・いない
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携	(1) 事業者は、指定重度障害者等包括支援を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	いる・いない
	(2) 事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	いる・いない
10 身分を証する書類の携行	事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	いる・いない
11 サービスの提供の記録	(1) 事業者は、指定重度障害者等包括支援を提供した際は、当該指定重度障害者等包括支援の提供日、内容その他必要な事項を、指定重度障害者等包括支援の提供の都度、記録しているか。	いる・いない
	(2) 事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定重度障害者等包括支援を提供したことについて確認を受けているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 証書等には、当該指定重度障害者等包括支援事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p> <p>○ 利用者及び指定重度障害者等包括支援事業者が、その時点での指定重度障害者等包括支援の利用状況等を把握できるようにするため、事業者は、指定重度障害者等包括支援を提供した際には、当該指定重度障害者等包括支援の提供日、提供したサービスの具体的内容（例えば、身体介護と家事援助の別等）、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならない。</p> <p>○第2項は、同条第1項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。</p>	<p>○アセスメント記録 ○ケース記録</p> <p>○個別支援計画 ○ケース記録</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○サービス提供の記録</p>	<p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 16 条</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 17 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 17 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 18 条</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 19 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 19 条第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
12 指定重度障害者等包括支援事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 事業者が指定重度障害者等包括支援を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) 金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りではない。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) 事業者は、指定重度障害者等包括支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定重度障害者等包括支援に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 事業者は、法定代理受領を行わない指定重度障害者等包括支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 事業者は、(1)および(2)の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定重度障害者等包括支援を提供する場合は、それに要した交通費の額以外の支払を支給決定障害者等から受けていないか。</p> <p>(4) 事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 事業者は、(3)に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
14 介護給付費の額に係る通知等	<p>(1) 事業者は、法定代理受領により市町村から指定重度障害者等包括支援に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 事業者は、法定代理受領を行わない指定重度障害者等包括支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定重度障害者等包括支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
15 実施主体	<p>事業者は、指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業者を除く）又は指定障害者支援施設となっているか。</p>	<p>いる・いない</p>
16 事業所の体制	<p>(1) 事業所は、利用者からの連絡に随時対応できる体制を有しているか。</p> <p>(2) 事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、2以上の障害福祉サービスを提供出来る体制を有しているか。</p> <p>(3) 事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○指定重度障害者等包括支援事業者は、市町村から法定代理受領を行う指定重度障害者等包括支援に係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る介護給付費の額を通知すること。</p>	<p>○通知の写し</p>	<p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 23 条第 1 項</p>
<p>○サービス提供証明書の利用者への交付 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が市に対し介護給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。</p>	<p>○サービス提供証明書の写し</p>	<p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 23 条第 2 項</p>
<p>○ 指定重度障害者等包括支援として提供される障害福祉サービスの内容及び当該サービスの質等については、指定重度障害者等包括支援事業者が責任を負う仕組みとしている。 このため、当該指定重度障害者等包括支援事業者に求められる資質を確保する観点から、当該指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業者を除く。）又は指定障害者支援施設であることを、指定の要件としたものである。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 52 第 116 条</p>
<p>○ 指定重度障害者等包括支援事業所においては、重度の利用者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その時々での支援の度合等に応じて必要となる複数の障害福祉サービスを臨機応変に組み合わせて提供する必要がある、緊急時等における利用者のニーズを即座に反映することが可能となるような体制を確保しなければならない。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 52 第 117 条 第 1 項</p>
<p>○ 同条第 2 項は、重度障害者等包括支援事業所が、複数の障害福祉サービスを組み合わせて提供するものであることにかんがみ、自ら又は第三者に委託することにより、最低 2 以上の障害福祉サービスを提供できる体制を確保しなければならないこととしたものである。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 52 第 117 条 第 2 項</p>
<p>○ 同条第 3 項は、指定重度障害者等包括支援事業所の利用者に病状の急変が生じた場合等において、適切かつ速やかに対応するため、当該指定重度障害者等包括支援事業所の利用者の状況等に応じて、適当と認められる医療機関（当該指定重度障害者等包括支援事業者が事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関、利用者の主治医、その他必要と考えられる医療機関）との協力体制を確保することを規定したものである。 なお、これらの医療機関は、当該指定重度障害者等包括支援事業所から近距離にあることが望ましい。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 52 第 117 条 第 3 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
17 障害福祉サービスの提供に係る基準	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（生活介護，自立訓練，就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては，当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は，鹿児島市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年条例第 54 号）又は鹿児島市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年条例第 57 号）に規定する基準を満たしているか。</p> <p>(2) 事業者は，従事者に，その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護，重度訪問介護，同行援護及び行動援護に限る。）の提供をさせていないか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活援助に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては，当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は，その提供する障害福祉サービスごとに「鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年条例第 52 号）」（障害福祉サービス基準）に規定する基準を満たしているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
18 指定重度障害者等包括支援の取扱方針	<p>(1) 事業者は，重度障害者等包括支援計画に基づき，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて，その者の支援を適切に行うとともに，指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 事業者は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者の意思決定の支援に配慮しているか。</p> <p>(3) 事業所の従業者は，指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては，懇切丁寧を旨とし，利用者又はその家族に対し，支援上必要な事項について，理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(4) 事業者は，その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い，常にその改善を図っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○指定重度障害者等包括支援事業者が、指定重度障害者等包括支援として提供されるサービスの内容、当該サービスの質等について責任を負う仕組みであることから、必ずしも指定重度障害者等包括支援事業所によりサービスが提供される必要はないが、提供される障害福祉サービスに応じて、それぞれ次の要件を満たすこととしたものである。</p> <p>① 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び自立生活援助については、鹿児島市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第54号）又は鹿児島市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第57号）の規定を満たしていること。</p> <p>② 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護については、同居家族によるサービス提供ではないこと。 なお、これらの障害福祉サービスの提供をする者については、重度障害者等包括支援計画に定められた支援を適切に遂行する能力を有すると認められる者であれば足り、研修修了等の資格要件は問わないものであること。</p> <p>③ 短期入所及び共同生活援助（外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）については、基準の規定を満たしていること。</p> <p>○ 第3項は、指定重度障害者等包括支援事業者自らが、指定重度障害者等包括支援として提供する障害福祉サービスに係る利用者や家族の満足度等について常に評価・点検をすることにより、サービスの改善及び質の向上を図らなければならないとしたものである。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平24条例52第118条第1項</p> <p>平24条例52第118条第2項</p> <p>平24条例52第118条第3項</p> <p>平24条例52第119条第1項</p> <p>平24条例52第119条第2項</p> <p>平24条例52第119条第3項</p> <p>平24条例52第119条第4項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
19 重度障害者等 包括支援計画の 作成	<p>(1) サービス提供責任者は利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援計画を作成しているか。</p> <p>(2) サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族その内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を利用者及びその同居の家族並びに特定相談支援事業者等に交付しているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画作成後においても、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画の変更を行っているか。</p> <p>(4) サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画の変更の際も(1)及び(2)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
20 緊急時等の対 応	<p>従業者は、現に指定重度障害者等包括支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 重度障害者等包括支援計画の作成</p> <p>① 基本方針</p> <p>重度障害者等包括支援計画は、サービス等利用計画に位置づけられた障害福祉サービスにおいて行う具体的なサービスの内容等（居宅介護における居宅介護計画や生活介護における個別支援計画等をいう。以下②において同じ。）に加え、利用者の状態等により発生するニーズに応じて柔軟に支援ができるような体制の確保や、急な支援内容の変更に伴う具体的な調整方法、緊急時における対応方法等を記載した書面である。</p> <p>なお、利用者のサービス等利用計画を作成した相談支援専門員が、当該利用者の重度障害者等包括支援計画を作成することは適当でない点に留意すること。</p> <p>② 作成の手順</p> <p>サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援の支給決定を受けた障害者が利用を開始する時点において、速やかに、当該障害者のサービス等利用計画に位置付けられた障害福祉サービスの各担当者（以下「担当者」という。）と調整し、①の内容をとりまとめし、その内容について利用者及びその家族等に説明を行い、利用者及びその同居の家族並びに特定相談支援事業者等に遅滞なく交付すること。</p> <p>③ 解決すべき課題の適切な把握</p> <p>指定重度障害者等包括支援においては、障害福祉サービスを組み合わせることにより、利用者の解決すべき課題に即した適切なサービスを利用者に提供し続けることが重要である。このため、サービス提供責任者は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、重度障害者等包括支援計画の作成後においても、利用者、その家族、サービス等利用計画を作成した指定計画相談事業所及び当該指定重度障害者等包括支援として障害福祉サービスを行う者との連絡を緊密に行うことにより、サービスの提供状況や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更の勧奨や、重度障害者等包括支援計画の見直しを行うものとする。</p>	<p>○個別支援計画 ○アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類</p> <p>○個別支援計画（利用者または家族の署名）及び交付した記録</p> <p>○個別支援計画（利用者または家族の署名）</p> <p>○個別支援計画（利用者または家族の署名）</p> <p>○緊急時対応マニュアル ○ケース記録 ○事故等の対応記録</p>	<p>平 24 条例 52 第 120 条 第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 120 条 第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 120 条 第 3 項</p> <p>平 24 条例 52 第 120 条 第 4 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 28 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
21 支給決定障害者等に関する市町村への通知	事業者は、指定重度障害者等包括支援を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	いる・いない
22 管理者及びサービス提供責任者の責務	<p>(1) 事業所の管理者は、当該指定重度障害者等包括支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 事業所の管理者は、当該指定重度障害者等包括支援事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第6章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
23 運営規程	<p>事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数</p> <p>④ 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額</p> <p>⑤ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑥ 緊急事等における対応方法</p> <p>⑦ 事業の主たる対象とする利用者</p> <p>⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑨ その他運営に関する重要事項</p>	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 法第 8 条第 1 項の規定により、市は、偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ、指定重度障害者等包括支援事業者は、自立支援給付費の適正化の観点から遅滞なく、意見を付して市に通知しなければならない。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 29 条</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 67 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 67 条第 2 項</p>
<p>○ 運営規程</p> <p>指定重度障害者等包括支援の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な障害福祉サービスの提供を確保するため、条例第 121 条第 1 号から第 9 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定重度障害者等包括支援事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>① 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数（第 3 号）</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業所におけるサービス提供責任者の配置状況及び事業所の体制等を勘案し、あらかじめ指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数を定めておく必要があること。</p> <p>② 指定重度障害者等包括支援の内容（第 4 号）</p> <p>「指定重度障害者等包括支援の内容」とは、当該指定重度障害者等包括支援事業所が、自ら又は第三者に委託することにより指定重度障害者等包括支援として提供可能な障害福祉サービスのサービスの内容を指すものであること。</p> <p>③ 事業の主たる対象とする利用者（第 7 号）</p> <p>指定重度障害者等包括支援の対象者は、Ⅰ類型からⅢ類型に分類される（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日付け障発第 1031001 号当職通知）第二の 2 の（8）の①参照。）が、これらの類型ごとに対象者像は大きく異なり、サービス利用計画を作成する上で、サービス提供責任者に求められる専門性が異なる場合も想定されるため、サービス提供責任者の適性或配置状況等によっては、専門性を確保する観点から、事業の主たる対象を、これらの類型のうち一部に特定して事業を実施することも差し支えないこと。</p>	<p>○運営規程</p>	<p>平 24 条例 52 第 121 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
24 勤務体制の確保等	<p>(1) 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>(2) 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の職場環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 第1項は、当該事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該指定重度障害者等包括支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。</p> <p>○ 同条第2項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、指定重度障害者等包括支援事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。</p> <p>ア 指定重度障害者等包括支援事業者が講ずべき措置の具体的内容 指定重度障害者等包括支援事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。</p> <p><u>a 指定重度障害者等包括支援事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発</u> 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p><u>b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</u> 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。</p> <p>○ なお、パワーハラスメント防止のための指定重度障害者等包括支援事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、<u>中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については、資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</u></p> <p style="text-align: right;">（続く）</p>	<p>○ 研修計画、研修実施記録</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
24 勤務体制の確保等		
25 業務継続計画の策定等	<p>(1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、その業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に行っているか。</p> <p>(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>イ 指定重度障害者等包括支援事業者が講じることが望ましい取組について</p> <p>パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、</p> <p>① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、</p> <p>② 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）</p> <p>③ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。</p> <p>○指定重度障害者等包括支援事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定重度障害者等包括支援の提供を受けられるよう、指定重度障害者等包括支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。</p> <p>○業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第33条の2に基づき指定重度障害者等包括支援事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>○感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。</p> <p>○業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号。以下「令和3年改正省令」という。）を参照されたい。</p> <p>○業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。 なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。 また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 （続く）</p>	<p>○業務継続計画（BCP）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス ・自然災害 <p>○職員の研修の記録など</p>	<p>平24条例52第122条 準用第33条の2 第1項</p> <p>平24条例52第122条 準用第33条の2 第2項</p> <p>平24条例52第122条 準用第33条の2 第3項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
25 業務継続計画の策定等		

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 <p>○ 従業者の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。</p> <p>○ 従業者教育を組織的に浸透させていくために、<u>定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。</u>また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>○ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定重度障害者等包括支援事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を<u>定期的（年1回以上）に実施するものとする。</u></p> <p>○ 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>○ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p>		

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
26 衛生管理等	<p>(1) 事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>(3) 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下、「テレビ電話装置等」という。）を定期的開催し、その結果について、従業員に周知徹底しているか。</p> <p>② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗淨するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。</p> <p>○ (3) の感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとする。 各事項について、同項に基づき指定重度障害者等包括支援事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>○ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令を参照されたい。</p> <p>ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 当該指定重度障害者等包括支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。 特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。 ➢ 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、<u>専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。</u> ➢ 感染対策委員会は、利用者の状況など指定重度障害者等包括支援事業所の状況に応じ、<u>おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</u> ➢ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、指定重度障害者等包括支援事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 <p style="text-align: right;">（続く）</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○感染予防等に関する対策委員会の議事録等</p> <p>○感染予防等のための指針</p> <p>○感染予防等に関する職員研修記録等</p>	<p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 34 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 34 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 34 条第 3 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
26 衛生管理等		

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当該指定重度障害者等包括支援事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 ➤ 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等が想定される。 ➤ 発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。 また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 ➤ なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。 <p>ウ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定重度障害者等包括支援事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。 ➤ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が<u>定期的な教育（年1回以上）</u>を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 ➤ 研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定重度障害者等包括支援事業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定重度障害者等包括支援事業所の実態に応じ行うこと。 ➤ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。 ➤ 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定重度障害者等包括支援事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。 ➤ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 		

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
27 掲示	<p>(1) 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) (1)に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の掲示に代えることができるが、掲示ができない場合に掲示に代えているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
28 身体拘束等の禁止	<p>(1) サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</p> <p>(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 【令和4年度から義務化】</p> <p>① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催し、その結果について、従業員に周知徹底しているか。</p> <p>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○（１）は、事業者は、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。</p> <p>ア 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。</p> <p>イ 従業員の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業員の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。</p> <p>○（２）項は、重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定重度障害者等包括支援事業所内に備え付けることで同条第１項の掲示に代えることができることを規定したものである。</p> <p>○（１）、（２）は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>○（３）の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する幅広い職種により構成する。</p> <p>○構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、<u>専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。</u></p> <p>○身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。 また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。</p> <p>○身体拘束適正化検討委員会は、<u>少なくとも１年に１回は開催することが望ましい。</u> 虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。 (続く)</p>	<p>○事業所の掲示物</p> <p>○個別支援計画</p> <p>○身体拘束等の記録</p> <p>○身体拘束等に関する書類 (必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等)</p> <p>○身体拘束適正化検討委員会の議事録等</p> <p>○身体拘束等の適正化のための指針</p> <p>○身体拘束に関する職員研修記録等</p>	<p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 35 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 35 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 35 条の 2 第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 35 条の 2 第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 35 条の 2 第 3 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
28 身体拘束等の 禁止		

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○指定重度障害者等包括支援事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</p> <p>○身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。</p> <p>ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。</p> <p>イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。</p> <p>ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</p> <p>オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。</p> <p>○②の指定重度障害者等包括支援事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</p> <p>ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方</p> <p>イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針</p> <p>オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針</p> <p>カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>○③の従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定重度障害者等包括支援事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。</p> <p>○職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、<u>定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。</u></p> <p>また、研修の実施内容について記録することが必要である。</p> <p>○研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。</p>		

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
29 秘密保持等	<p>(1) 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 事業者は、他の指定重度障害者等包括支援事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
30 情報の提供等	<p>(1) 事業者は、指定重度障害者等包括支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 事業者は、当該事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
31 利益供与等の禁止	<p>(1) 事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講じること。</p> <p>○ 従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するために、指定重度障害者等包括支援事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要がある。 なお、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。</p>	<p>○従業者及び管理者の秘密保持誓約書</p> <p>○その他必要な措置を講じたことが分かる書類（就業規則等）</p> <p>○個人情報同意書</p> <p>○情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）</p> <p>○事業者のHP画面・パンフレット</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 36 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 36 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 36 条第 3 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 37 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 37 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 38 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 38 条第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
32 苦情解決	<p>(1) 事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは当該事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定重度障害者等包括支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは当該事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○「必要な措置」とは、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。</p> <p>当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。</p> <p>○ 指定重度障害者等包括支援事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</p>	<p>○苦情受付簿</p> <p>○重要事項説明書</p> <p>○契約書</p> <p>○事業所の掲示物</p> <p>○苦情者への対応記録</p> <p>○苦情対応マニュアル</p> <p>○市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p> <p>○都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p> <p>○都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p> <p>○都道府県等への報告書</p> <p>○運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる書類</p>	<p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 39 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 39 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 39 条第 3 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 39 条第 4 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 39 条第 5 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 39 条第 6 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 39 条第 7 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
33 事故発生時の対応	<p>(1) 事業者は、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 事業者は、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
34 虐待の防止	<p>事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じているか。</p> <p style="text-align: center;">【令和4年度から義務化】</p> <p>① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しているか。</p> <p>② 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>③ ①と②の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。（※虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。）</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定重度障害者等包括支援事業者が定めておくことが望ましい。 また、事業所に自動体外式除細器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。</p> <p>○ 指定重度障害者等包括支援事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。</p> <p>○ 指定重度障害者等包括支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p> <p>○ 虐待防止委員会の役割は、以下の3つ。 ①虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ②虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等） ③虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）</p> <p>○ 委員会の構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、<u>専任の虐待防止担当者（必置）</u>を決めておくことが必要である。</p> <p>○ 委員会の構成員には利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。また、法人単位での委員会設置も可能である。</p> <p>○ 委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>○ 委員会は<u>少なくとも1年に1回は開催</u>することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。</p> <p>○ 虐待防止のために報告・改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。</p>	<p>○ 事故対応マニュアル</p> <p>○ 都道府県、市町村、家族等への報告記録</p> <p>○ 事故の対応記録</p> <p>○ ヒヤリハットの記録</p> <p>○ 再発防止の検討記録</p> <p>○ 損害賠償を速やかに行ったことが分かる書類（賠償責任保険書類等）</p> <p>○ 虐待防止のための対策委員会の議事録等</p> <p>○ 虐待に関する職員研修記録等</p> <p>○ 担当者名の分かる書類等</p>	<p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 40 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 40 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 40 条第 3 項</p> <p>「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成 14 年 3 月 28 日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）</p> <p>平 24 条例 52 第 122 条 準用第 40 条の 2</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
34 虐待の防止		

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○虐待防止委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。</p> <p>ア 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。</p> <p>イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。</p> <p>ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。</p> <p>オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。</p> <p>カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。</p> <p>○ 指定重度障害者等包括支援事業所は次のような項目を定めた「<u>虐待防止のための指針</u>」を作成することが望ましい。</p> <p>ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方</p> <p>イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項</p> <p>ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針</p> <p>オ 虐待発生時の対応に関する基本方針</p> <p>カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>○ <u>研修の実施</u>に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。</p> <p>○ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、<u>定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要であり、実施内容について記録することが必要である。</u></p> <p>○ なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。</p> <p>○ <u>第3号の虐待防止のための担当者</u>については、サービス提供責任者等を配置すること。</p>		

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
35 会計の区分	事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定重度障害者等包括支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	いる・いない
36 記録の整備	<p>(1) 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 事業者は、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定重度障害者等包括支援を提供した日から5年間保存しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
第5 変更の届出等	事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	いる・いない
第6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い基本事項	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第8により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定重度障害者等包括支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定重度障害者等包括支援事業に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1)の規定により、指定重度障害者等包括支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に関する諸記録のうち、少なくとも次に掲げる記録については、当該重度障害者等包括支援を提供した日から、少なくとも5年以上保存しておかなければならない。</p> <p>① 指定重度障害者等包括支援に関する記録</p> <p>ア 11に規定する指定重度障害者等包括支援の提供に係る記録</p> <p>イ 19に規定するサービス利用計画</p> <p>ウ 28に規定する身体拘束等の記録</p> <p>エ 32に規定する苦情の内容等に係る記録</p> <p>オ 33に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>② 21に規定する市町村への通知に係る記録</p>	<p>○収支予算書・決算書等の会計書類</p> <p>○職員名簿</p> <p>○設備・備品台帳</p> <p>○帳簿等の会計書類</p> <p>○各種記録簿冊</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平24条例52第122条 準用第41条</p> <p>平24条例52第122条 準用第42条第1項</p> <p>平24条例52第122条 準用第42条第2項</p> <p>法第46条第1項 施行規則第34条の23</p> <p>法第29条第3項</p> <p>平18厚告523の一 平18厚告539</p> <p>平18厚告523の二</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
<p>1 重度障害者等包括支援サービス費</p> <p>(1) 対象者</p>	<p>重度障害者等包括支援サービス費（チェックポイント欄イからハ）については、区分6（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の①又は②のいずれかに該当する利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業所において、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、提供した障害福祉サービス及び所要時間に応じ、所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 重度訪問介護サービス費の注1の(1)に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者であって、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次のア又はイのいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者</p> <p>イ 最重度の知的障害のある者</p> <p>② 別に厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚労告第543号・第22号）に定める基準を満たしていること。</p>	<p>いる・いない</p>
<p>(2) 2人の従業により行った場合</p>	<p>指定重度障害者等包括支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める要件（平成18年厚労告第546号・第1号）を満たす場合であって、同時に2人の重度障害者等包括支援従業者が1人の利用者に対して指定重度障害者等包括支援を行った場合に、それぞれの重度障害者等包括支援従業者が行う指定重度障害者等包括支援につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。</p>	<p>いる・いない</p>
<p>(3) 緊急時対応加算を算定し、地域生活拠点等の場合</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚労告551・第8号）に適合しているものとして市長に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定重度障害者等包括支援事業所のサービス提供責任者が重度障害者等包括支援計画の変更を行い、当該指定重度障害者等包括支援事業所の従業者が当該利用者の重度障害者等包括支援計画において計画的に訪問することとなっていない指定重度障害者等包括支援を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき所定単位数に50単位を加算しているか。</p> <p>ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>(参考)</p> <p>別表「介護給付費等単位数表」第8 重度障害者等包括支援サービス費</p> <p>1 重度障害者等包括支援サービス費</p> <p>イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合</p> <p>(1) 所要時間1時間未満の場合 204 単位</p> <p>(2) 所要時間1時間以上12時間未満の場合 305 単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに101 単位を加算した単位数</p> <p>(3) 所要時間12時間以上24時間未満の場合 2,514 単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに99 単位を加算した単位数</p> <p>ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） 973 単位</p> <p>ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） 1,019 単位</p>	<p>平18厚告523別表第8の1の注1</p>
<p>○別に厚生労働大臣が定める要件（平成18年厚労告第546号・第1号）</p> <p>➤ 2人の従業者により居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護（以下「居宅介護等」という。）又は重度障害者等包括支援として提供される居宅介護等を行うことについて利用者から同意を得ている場合であって、次の①から③までのいずれかに該当する場合とする。</p> <p>①障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合。</p> <p>②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合</p> <p>③その他障害者等の状況等から判断して、第1号又は前号に準ずると認められる場合。</p>	<p>平18厚告523別表第8の1の注2</p>
<p>○別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚労告551・第8号）</p> <p>➤ 運営規程において、当該指定重度障害者等包括支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めていること。</p> <p>○市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを市長に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所等の場合、1回につき定める単位数に、さらに50 単位を加算するものとする。</p>	<p>平18厚告523別表第8の1の注3</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
(3)-2 緊急時支援加算 I を算定し、地域生活支援拠点等の場合	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。</p> <p>ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される自立生活援助の中で行った場合に限る。</p>	いる・いない
(4) 特別地域加算	<p>チェックポイント欄イについては、別に厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚労告176）に居住している利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業者が、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	いる・いない
(5) 夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	<p>チェックポイント欄イについては、夜間又は早朝に指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	いる・いない
(6) 低所得者利用加算	<p>チェックポイント欄ロについては、低所得者等である利用者に対して行われる場合には、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき48単位を加算しているか。</p>	いる・いない
(7) 地域生活支援拠点等の場合	<p>チェックポイント欄ロが算定されている指定重度障害者等包括支援事業所が、別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚労告551・第8号）に適合しているものとして市長に届け出た場合であって、利用者に対して、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、当該指定重度障害者等包括支援の利用を開始した日について、更に所定単位数に100単位を加算しているか。</p> <p>ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の中で行った場合に限る。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>○別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年厚労告 551・第 8 号）</p> <p>➤ 運営規程において、当該指定重度障害者等包括支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めていること。</p> <p>○市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを市長に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所の場合、緊急時支援加算 I に定める単位数に、さらに 50 単位を加算するものとする。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表 第 8 の 1 の注 3 の 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表 第 8 の 1 の注 4</p> <p>平 18 厚告 523 別表 第 8 の 1 の注 5</p> <p>平 18 厚告 523 別表 第 8 の 1 の注 6</p>
<p>○別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年厚労告 551・第 8 号）</p> <p>➤ 運営規程において、当該指定重度障害者等包括支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めていること。</p> <p>○市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを市長に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所の場合、指定重度障害者等包括支援の利用開始日について、1 日につき定める単位数に、さらに 100 単位を加算するものとする。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表 第 8 の 1 の注 7</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
(8) 情報公表未報告減算	法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を減算しているか。	いる・いない
(9) 業務継続計画未策定減算	指定障害福祉サービス基準第136条において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。【ただし、チェックポイントに掲げる指針、計画を策定している場合は、令和7年3月31日までは経過措置として減算を適用しない】	いる・いない
(10) 身体拘束廃止未実施減算	指定障害福祉サービス基準第136条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	いる・いない
(11) 虐待防止措置未実施減算	指定障害福祉サービス基準第136条において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	いる・いない
(12) その他	利用者が重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービスを受けている間又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間に、重度障害者等包括支援サービス費を算定していないか。	いる・いない
2 有資格者支援加算	<p>別に厚生労働大臣が定める者が、利用者に対して、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を提供した場合に限る。</p> <p>➤厚生労働大臣が定める者</p> <p>イ 指定重度障害者等包括支援として提供する居宅介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護従業者基準第1条第1号から第3号まで、第8号、第13号又は第18号に掲げる者 <p>ロ 指定重度障害者等包括支援として提供する重度訪問介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護従業者基準第1条第1号から第5号まで、第7号から第10号まで、第12号から第15号まで又は第17号から第19号までに掲げる者 <p>ハ 指定重度障害者等包括支援として提供する同行援護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げるいずれかに該当する者 (1)居宅介護従業者基準第1条第6号に掲げる者（別表第6に規定する課程を修了した者に限る。）又は同条11号若しくは第16号に掲げる者 (2)居宅介護従業者基準第1条第1号から第3号まで、第8号、第13号若しくは第18号に掲げる者、第20号に掲げる者（視覚障害者外出介護従事者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）第21号に掲げる者（視覚障害者外出介護従事者養成研修又はそれに相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）又は第22号に掲げる者（平成18年9月30日において視覚障害者外出介護従事者養成研修又はそれに相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であって、平成18年10月1日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有するもの（続く） 	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>(8) 【新設】○所定単位数の100分の5に相当する単位数を減算。 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対して「情報公表未報告減算」を創設する。また、施行規則において、市町村長は、指定障害福祉サービス事業所等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。</p> <p>(9) 【新設】○所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算。 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。<u>ただし、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」、「非常災害に関する具体的計画」が策定されている場合は、令和7年3月31日までは減算を適用しない。</u></p> <p>・以下の基準に適用していない場合、(令和7年4月1日から)所定単位数を減算する。</p> <p>① 感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。</p> <p>② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。</p> <p>(10) 【見直し】○所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算。 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、身体拘束廃止未実施減算の減算額(5単位から所定単位数の1%)を引き上げる。また、以下の措置が未実施の障害福祉サービス事業所等について、減算する。</p> <p>① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>④ 従業者に対し研修を定期的実施すること。</p> <p>(11) 【新設】○所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算。 施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、以下の措置が未実施の障害福祉サービス事業所等について、減算する。</p> <p>① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>③ ①②を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>平18厚告523別表第8の1の注8</p> <p>平18厚告523別表第8の1の注9</p> <p>平18厚告523別表第8の1の注10</p> <p>平18厚告523別表第8の1の注11</p>
<p>○ 有資格者支援加算 60単位</p>	<p>平18厚告523別表第8の2の注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
2 有資格者支援加算	<p>(3)厚生労働省組織規則第 625 条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定第 4 条第 1 項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者</p> <p>二 指定重度障害者等包括支援として提供する行動援護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護従業者基準第 1 条第 7 号、第 12 号又は第 17 号に掲げる者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に 1 年以上従事した経験を有するもの（令和 9 年 3 月 31 日までの間は、令和 3 年 3 月 31 日において居宅介護従業者基準第 1 条第 1 号から第 3 号まで、第 8 号若しくは第 13 号に掲げる者又は第 19 号に掲げる者（都道府県知事から居宅介護従業者基準第 2 条において読み替えて準用する介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準別表に定める内容に相当するもの以上の知識及び技術を有するものと認める旨の証明書の交付を受けていた者に限る。）であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に 2 年以上従事した経験を有するものを含む。） 	
2 の 2 喀痰吸引等支援体制加算	<p>指定重度障害者等包括支援事業所において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で喀痰吸引等を行った場合に限り。</p>	いる・いない
2 の 3 初回加算	<p>指定重度障害者等包括支援事業所において、新規に重度障害者等包括支援計画を作成した利用者に対して、利用を開始した日の属する月につき、所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
2 の 4 医療連携体制加算	<p>(1)チェックポイント欄イについては、指定重度障害者等包括支援事業所において、指定重度障害者等包括支援として短期入所を提供した場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	いる・いない
	<p>(2)チェックポイント欄ロについては、指定重度障害者等包括支援事業所において、指定重度障害者等包括支援として共同生活援助を提供した場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	いる・いない
	<p>(3)チェックポイント欄イの(1) [医療連携体制加算 I] については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して 1 時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 人の利用者を限度として、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、指定生活介護等又は第 10【指定自立訓練（機能訓練）】の 1 の 2 [福祉専門職員配置等加算] の注 1 に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定重度障害者等包括支援を行う場合の利用者（注 4 から注 8 までにおいて「指定生活介護等利用者」という。）については、算定しない。</p> <p style="text-align: right;">（続く）</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
○ 喀痰吸引等支援体制加算 100 単位 ○ 初回加算 200 単位 ≧ 本加算は、利用者が過去 2 月に、当該事業所から指定重度障害者等包括支援の提供を受けていない場合に算定されるものである。	平 18 厚告 523 別表第 8 の 2 の 2 の注 平 18 厚告 523 別表第 8 の 2 の 3 の注 平 18 厚告 523 別表第 8 の 2 の 4 の注 1
○ 医療連携体制加算 <u>イ 短期入所を提供する場合</u> (1) 医療連携体制加算(Ⅰ) 32 単位 (2) 医療連携体制加算(Ⅱ) 63 単位 (3) 医療連携体制加算(Ⅲ) 125 単位 (4) 医療連携体制加算(Ⅳ) (一) 看護を受けた利用者が 1 人 960 単位 (二) 看護を受けた利用者が 2 人 600 単位 (三) 看護を受けた利用者が 3 人以上 8 人以下 480 単位 (5) 医療連携体制加算(Ⅴ) (一) 看護を受けた利用者が 1 人 1,600 単位 (二) 看護を受けた利用者が 2 人 960 単位 (三) 看護を受けた利用者が 3 人以上 8 人以下 800 単位 (6) 医療連携体制加算(Ⅵ) (一) 看護を受けた利用者が 1 人 2,000 単位 (二) 看護を受けた利用者が 2 人 1,500 単位 (三) 看護を受けた利用者が 3 人 1,000 単位 (7) 医療連携体制加算(Ⅶ) 500 単位 (8) 医療連携体制加算(Ⅷ) 100 単位	平 18 厚告 523 別表第 8 の 2 の 4 の注 2 平 18 厚告 523 別表第 8 の 2 の 4 の注 3 平 18 厚告 523 別表第 8 の 2 の 4 の注 4
<u>ロ 共同生活援助を提供する場合</u> (1) 医療連携体制加算(Ⅰ) 32 単位 (2) 医療連携体制加算(Ⅱ) 63 単位 (3) 医療連携体制加算(Ⅲ) 125 単位 (4) 医療連携体制加算(Ⅳ) (一) 看護を受けた利用者が 1 人 800 単位 (二) 看護を受けた利用者が 2 人 500 単位 (三) 看護を受けた利用者が 3 人以上 8 人以下 400 単位 (5) 医療連携体制加算(Ⅴ) 500 単位 (6) 医療連携体制加算(Ⅵ) 100 単位 (一) 医療連携体制加算(Ⅰ) から(Ⅷ) については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。 ア 指定重度障害者等包括支援事業所は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。このサービスは指定重度障害者等包括支援事業所として行うものであるから当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。 (続く)	平 18 厚告 523 別表第 8 の 2 の 4 の注 5 平 18 厚告 523 別表第 8 の 2 の 4 の注 6

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
2の4 医療連携体制加算	<p>(4) チェックポイント欄イの(2) [医療連携体制加算Ⅱ] については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。</p>	いる・いない
	<p>(5) チェックポイント欄イの(3) [医療連携体制加算Ⅲ] については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。</p>	いる・いない
	<p>(6) チェックポイント欄イの(4) [医療連携体制加算Ⅳ] については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定生活介護等利用者又はイの(1)から(3)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。</p>	いる・いない
	<p>(7) チェックポイント欄イの(5) [医療連携体制加算Ⅴ] については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定生活介護等利用者又はイの(3)を算定している利用者については、算定しない。</p>	いる・いない
	<p>(8) チェックポイント欄イの(6) [医療連携体制加算Ⅵ] については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して8時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき3人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定生活介護等利用者又はイの(3)若しくは(5)を算定している利用者については、算定しない。</p> <p>(9) チェックポイント欄イの(7) [医療連携体制加算Ⅶ] については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>なお、当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 8 の 2 の 4 の注 7</p>
<p>イ 看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。</p>	
<p>ウ 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 8 の 2 の 4 の注 8</p>
<p>エ 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定重度障害者等包括支援事業所が負担するものとする。 なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成 18 年 3 月 31 日付け保医発 0331002 号厚生労働省保険局医療課長通知）を参照のこと。）</p>	
<p>(二) 医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)について、看護職員 1 人が看護することが可能な利用者数は、以下アからウにより取り扱うこと。</p>	
<p>ア 医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅲ)における取扱い 医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅲ)を算定する利用者全体で 8 人を限度とすること。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 8 の 2 の 4 の注 9</p>
<p>イ 医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)における取扱い 医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)を算定する利用者全体で 8 人を限度とすること。</p>	
<p>ウ ア及びイの利用者数について、それぞれについて 8 人を限度に算定可能であること。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 8 の 2 の 4 の注 10</p>
<p>(三) 医療連携体制加算(Ⅵ)について、看護職員 1 人が看護することが可能な利用者数は、医療連携体制加算(Ⅴ)又は(Ⅵ)を算定する利用者を合算して 3 人を限度とすること。 なお、医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)に該当する利用者に対する看護は認められないこと。</p>	
<p>(四) 医療連携体制加算(Ⅳ)から(Ⅵ)における看護の提供時間は、看護職員の訪問時間を看護の提供時間として取り扱うものであり、また、この訪問時間は連続した時間である必要はなく、1 日における訪問時間を合算したものであること。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 8 の 2 の 4 の注 11</p>
	<p>平 18 厚告 523 別表第 8 の 2 の 4 の注 12</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
2の4 医療連携体制加算	<p>(10) チェックポイント欄イの(8) [医療連携体制加算Ⅷ] については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、イの(1)から(6)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。</p> <p>(11) チェックポイント欄ロの(1) [医療連携体制加算Ⅰ] については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(12) チェックポイント欄ロの(2) [医療連携体制加算Ⅱ] については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(13) チェックポイント欄ロの(3) [医療連携体制加算Ⅲ] については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(14) チェックポイント欄ロの(4) [医療連携体制加算Ⅳ] については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、ロの(1)から(3)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。</p> <p>(15) チェックポイント欄ロの(5) [医療連携体制加算Ⅴ] については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(16) チェックポイント欄ロの(6) [医療連携体制加算Ⅵ] については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、ロの(1)から(4)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
	<p>平 18 厚告 523 別表第 8 の 2 の 4 の注 13</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 8 の 2 の 4 の注 14</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 8 の 2 の 4 の注 15</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 8 の 2 の 4 の注 16</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
2の5 送迎加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める送迎（平成 24 年厚労告第 268・第 3 号）を実施しているものとして市長に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、利用者に対して、その居宅等と指定重度障害者等包括支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の提供に当たって当該送迎を行った場合に限る。</p> <p>(2) 別に厚生労働大臣が定める送迎（平成 24 年厚労告第 268・第 3 号）を実施している場合は、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の提供に当たって当該送迎を行った場合に限る。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
2の6 地域生活移行個別支援特別加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年厚労告第 551・第 8 号・ロ）に適合しているものとして市長に届け出た指定重度障害者等包括支援事業者が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した重度障害者等包括支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3 年以内（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。）に基づく通院期間の延長を行った場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限る。</p>	<p>いる・いない</p>
2の7 精神障害者地域移行特別加算	<p>指定障害福祉サービス基準第 135 条に規定する運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定障害福祉サービス基準第 127 条の規定により指定重度障害者等包括支援事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を 1 人以上配置するものとして市長に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に 1 年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから 1 年以内のものに対し、重度障害者等包括支援計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限る。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>○ 送迎加算 186 単位</p> <p>➤ 送迎加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。</p> <p>(二) 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の 100 分の 70 を算定する。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 8 の 2 の 5 の注</p>
<p>○ 地域生活移行個別支援特別加算 670 単位</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 8 の 2 の 6 の注</p>
<p>○ 精神障害者地域移行特別加算 300 単位</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 8 の 2 の 7 の注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
2の8 強度行動障害者地域移行特別加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚労省告第551・第8号・ハ）に適合しているものとして市長に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等（児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。）に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内のものうち、別に厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚労省告第543・第22号）に適合すると認められた利用者に対し、重度障害者等包括支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限る。</p>	いる・いない
2の9 外部連携支援加算	<p>指定重度障害者等包括支援事業者が、第三者に委託することにより障害福祉サービスを提供する場合であって、当該委託を受けて障害福祉サービスの提供に当たる事業所の担当者を招集して、重度障害者等包括支援計画の実施状況について説明を行うとともに、当該担当者から利用者の心身の状況及び障害福祉サービスの提供の状況に関する必要な情報の提供を受け、当該事業所と連携して支援を行ったときに、利用者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
3 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間「チェックポイント」欄に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、「チェックポイント」欄に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p>	いる・いない
4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1から2の9までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	いる・いない
5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示543・第24号の2）に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合は、1から2の9までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	いる・いない

(参考) 主な根拠法令等

区分	略号	法令等名
法	法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日、法律第123号）
政令	施行令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年1月25日、政令第10号）
省令	施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日、厚生労働省令第19号）
	平18厚令171	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日、厚生労働省令第171号）
告示	平18厚告523	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日、厚生労働省告示第523号）
	平18厚告539	厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年9月29日、厚生労働省告示第539号）
	平18厚告543	厚生労働大臣が定める基準（平成18年9月29日、厚生労働省告示第543号）
	平18厚告546	厚生労働大臣が定める要件
	平18厚告547	指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日、厚生労働省告示第547号）
	平18厚告551	厚生労働大臣が定める施設基準
	平24厚告268	厚生労働大臣が定める送迎
通知等	平18障発第1206001号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日、障発第1206001号）
	平18障発第1031001号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年1月31日、障発第1031001号）
	平17障発第1020001号	障害者（児）施設における虐待の防止について（平成17年10月20日、障発第1020001号）
		福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（平成14年3月28日、福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）
条例	県条例第37号	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月25日、条例第52号）